

平成28年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成28年9月9日 午前10:00

○散 会 午後 0:06

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水 道 局 長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	長寿社会課長 仲 山 和 法
都市建設課長 石 川 学	学校教育課長 高 桑 博 幸

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
--------------	-----------------

平成28年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成28年9月9日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、8番藤原典男議員、12番菅原理恵子議員、3番佐々木嘉一議員の順に行います。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦勞様でございます。そしてまた、9月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様でございます。私は、今後の市民生活にかかわる点について、3点、一つは介護保険事業の今後の取り組みについて、2つ目は小学校での英語教育の取り組みについて、3つ目は本市でのデマンド型乗合タクシーの今後の活用について質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは、1つ目の質問に入ります。介護保険事業の今後の取り組みについて。

介護保険制度は、開始から16年が経過しました。この間、数回の法改正と各自治体での保険料の値上げがありました。介護保険利用者は増えてきましたが、家族の負担は重く、毎年10万人以上の方が介護退職を迫られております。老老介護、介護殺人、介護心中など、痛ましい事件が絶えません。「家族が支える介護から社会が支える介護へ」、「利用者本位」という当初のスローガンは、風前の灯火となっております。

2012年4月から3年にわたる、全国の65歳以上の介護保険料の月額平均は4,972円で、その後改定された介護保険料の全国平均は、月約5,500円と言われております。現行の

ままだと、2025年度には月平均で8,000円を超える見通しだということが新聞報道されました。年金生活者には、これ以上は限界ではないでしょうか。厚生労働省の部会では、今後の介護保険の負担金を40歳以下の若い方にも負担していただこうと提案したところ、「現時点では時期尚早」と反対の声が多数を占めたことも報じられております。

2015年に介護予防と介護サービスを利用した人は605万1,100人ということ、厚生労働省が公表しました。2014年度から16万8,100人増え、本格的な調査が始まった2003年に比べ230万人以上増え、約1.6倍増となっております。在宅サービスでは、車椅子など福祉用具貸与の増加が目立ち、前年比9万9,000人増の213万人、通所介護では7万4,000人増の191万9,000人、訪問介護が4,700人増の142万人、施設サービスでは、特別養護老人ホームが2万人余り増え64万人、老人保健施設が小幅増で54万8,000人、介護型療養病床が9万7,000人で、これは7,600人減となっております。

受給者1人当たりの本県での介護予防サービスが3万3,400円、介護サービスが18万7,500円で、全国を下回っているようですが、本市ではそれぞれどうでしょうか、伺いたいと思います。

また、今後の予定されていることについては、昨年の介護度3以下の方の施設への入所制限や、所得の多い方や預貯金のある方への2割負担の導入、介護度の要支援1・2は介護保険の対象とせず、各自治体でのサービスの取り扱いになったのに引き続き、政府は来年の国会に、新たな介護保険の制度改正の法律を提案、準備しております。その内容は既に報道されておりますが、要介護1・2の方を介護保険の対象から外し、原則、本人の自己負担にするというものです。

厚生労働省は8月31日の社会保障審議会介護保険部会で、サービス内容の見直しを提起しました。内容は、1つ目、自立支援・重度化予防へ「通所リハビリ」と「通所介護」の役割見直し。2つ目、中重度者への在宅サービス普及。3つ目、特別養護老人施設の役割見直しと有料老人ホームの適正運用・入居者保護。4つ目、高齢、障害、児童など福祉サービスの地域提供体制づくりという内容になっておりますが、要介護1・2の方への「生活援助」を縮小する一方、「配食」など保険外サービスを拡大する提案となっております。これでは、自治体が高齢者福祉に対する公的責任を果たせなくなるのではないのでしょうか。要支援1・2の方と要介護1・2の方で65%を占めるとも言われております。その部分が介護保険の対象から外されると、高い保険料を払っても介護サービスは受けられない、異常な状態になるのではないのでしょうか。

特に福祉用具は、介護保険で13種類貸与されていますが、用具なので、物流体制があればどこでも供給が可能です。そこが訪問介護や通所介護と違うところで、導入すれば24時間気兼ねなく本人が利用できます。利用者にとっては「安心して使える、使いやすいサービス」であり、この利用で生活が整い、トイレや入浴、外出できるという、利用者の自立した生活の支援に大きな役割を果たしています。電動ベッドや車椅子、歩行器、手すりやスロープなど、要介護2以下の方の利用者数は110万人以上とも言われております。福祉用具は、介護を受けている方だけでなく、家族の介護への負担を軽減させる上でも大事な役割を果たしております。福祉用具の利用で家族介護の負担が軽減された、本人もやれないことができるようになったと、本人にとっても家族にとっても喜ばしいことですが、これが政府の検討どおりに、福祉用具は要介護2以下は原則自己負担となれば、どんな影響が起きるでしょうか。介護度が軽度であっても一定の介護負担があり、福祉用具が利用できなくなることで、家族の負担が重くなり、地域で暮らし続けることができるのかと心配です。1割負担だから少ない年金でも何とか利用できているのに、原則自己負担、10割となれば、負担できない方はどうなるのか、利用できなくなる方はどのくらいの規模になるのか、自治体の取り組みも大変なことになると思います。

福祉用具の果たしてきた役割をよく検証し、「給付制限先にありき」ではなく、利用者の自立支援と介護負担を軽減するために、今の仕組みを継続していただきたいと思いますが、本市としても政府に対し声を上げるべきではないでしょうか。また、今後の本市での介護保険事業に対する取り組み、考え方や、仮に介護度2以下の方の介護保険の対象外になったとした場合の対応についても伺いたいと思います。

2つ目の質問に入ります。小学校での英語教育の取り組みについて伺います。

小・中・高等学校を通じた英語教育強化ということで、「第2期教育振興基本計画」が平成25年6月に閣議決定され、平成25年から29年度までの目標設定のもと、文部科学省は「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表しました。それによると、1つ目、英語教育強化地域拠点事業として、小学校早期化・教科化等を実践、児童生徒の変容・外部試験による効果検証。2つ目、小学校英語教科化に向けた新たな補助教材開発・検証として、学習指導要領改訂の教材開発・検証・改善。3つ目、外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上。4つ目、外部試験団体と連携した生徒の4技能英語力調査。5つ目、教員養成の抜本改善。6つ目、小学校英語教科化に対応した中学校英語免許状取得支援。7つ目、教員の採用改善。8つ目、ICT活用による英語教育

の推進。9つ目、外部人材の活用、これはALT等専門性の高い非常勤講師、地域人材の活用でございます、などが各事業の実施と事業内の検証となっております。スケジュール的には、平成28年に学習指導要領改訂、平成30年度・31年度に小学校次期指導要領を段階的に先行実施、そして平成32年度には小学校全面実施となっております。

これらを取り組むに当たり、各自治体・市町村において進んでいるところもあれば、これからのところもあると思いますが、本市での取り組み状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

また、小学校における英語教育の目標と内容について、教える教員の側だけでなく、教えられる子どもたちの言語や文化に対する関心や意欲を高めるために、どのように取り組むのか。英語を習得するという事は、その人の倫理にもかかわる重要な問題でもあると思います。英語を習得することは、国語力の育成にもつながると思います。英語を聞き、日本語と異なる音に触れることによって、日本語を注意深く聞こうとする態度にもつながるし、英語を使いコミュニケーションの幅を広げることにより、他者に対して自分の思いを伝えることの難しさや大切さを実感し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が養われることや、相手に対する尊敬の態度も養えるのではないかと思います。

本市で、小学校での英語教育の実施に向けた課題や現状はどうなっているのか、また、小学校での英語教育の目標はどこにあるのか。このことについては、子どもたちだけでなく保護者の皆さんも大いに関心があり、心配のことと思いますので、これらについて伺いたいと思います。

3つ目の質問に入ります。本市でのデマンド型乗合タクシーの今後の活用について伺います。

地域公共交通は、マイカー中心の自動車社会になったとはいえ、今後進んでいく高齢化社会に向けて、マイタウンバスの需要とともに、高齢者が自分の時間に合わせ病院や買い物ができるデマンド型乗合タクシーの需要が多くなるものと思います。本市での公共交通機関の充実、自動車を持たない住民（高齢者や子ども等）に対して、通学、通院、買い物などに必要な移動手段を提供することは、自治体が住民の日常生活に向けて用意しなければならない条件の一つでもあり、本市でもよく取り組まれているものの、今後の課題もあると思います。高齢化が進行し、自動車を持たない高齢者や障害を持っている方は、さらに増加することが予想されます。これらの方にとって利用しやすい移

動手段を提供することは、日常生活を守り、生きがいを持てるよう外出を促し、健康づくりにも貢献するものと思います。その上で、デマンド型乗合タクシーは、1つ目、戸口から戸口への輸送が可能で、高齢者に優しい輸送手段であること。2つ目、行く先、需要が散在している地域に対応しやすいこと。3つ目、バスより初期費用が少なく、運営の経費が少ないこと。4つ目、利用者にとって一般タクシーより低料金であることが挙げられますが、事前登録が必要とか、一般タクシーからの乗客を奪う可能性があるなども検討の余地がありますが、本市で導入したデマンド型乗合タクシーは一定の成果を上げており、利用者の方から喜ばれていることと思います。今までの取り組みの成果はどうだったのでしょうか、検証について伺います。

公共交通は、まち全体の地域交通網の構想づくりと地区別の地域公共交通の計画づくりという、二段構えの検討を行う必要があると思います。今9月定例会において条例改正が提案されております。それは、「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通活性化協議会委員」に改めるという内容です。これは、地域公共交通を今後活性化するために、それにふさわしい名称への変更だと思えます。ここからは、本市でも公共交通の重要性と今後の活性化に向けて頑張るという決意が伝わってきます。地域ごとに、あるいは旧町ごとでも、町内会や老人会など乗車する方がまとまれる体制がつくられれば、地域のニーズに合わせてのデマンド型乗合タクシーの拡大、運用もできるのではないかと思います。財政の出動や関係機関との対応も必要と思いますが、今後の対応、考え方について伺います。

以上、1回目の質問を壇上から行いました。宜しくご答弁をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「介護保険事業の今後の取り組みについて」お答え致します。

質問にあります本市の受給者1人当たりのサービス額は、介護予防サービス費が3万1,364円で、県平均を2,036円下回っておりますが、介護サービス費は19万6,100円で、県平均を8,600円上回っております。

福祉用具貸与については、現在約400の方が利用しておりますが、そのうち要介護2以下の方は278人で、全体の69.5%となっております。要介護1・2の方を介護保険の対象から外し、原則本人の自己負担にすることについては、財政制度等審議会において、平成28年度末までに結論を得るというスケジュールを示していることから、改革の

内容が具体的に示された段階で、第7期介護保険計画の策定において検討してまいりますので、ご理解をお願い致します。

また、現行の介護認定が要支援1・2の訪問介護・通所介護のサービスについては、より柔軟な介護予防サービスが受けられるよう、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」として、介護給付事業から地域支援事業へ移行することとなっております。市としましては、現在の介護給付の財源と負担割合は変わらずサービスを利用及び提供できるものと考えており、準備作業を進めているところでございます。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、部長の答弁の中で、質問の最後の部分、福祉用具の件について、本市としても政府に対し声を上げるべきではないでしょうかという提言ではありますが、やるとすれば秋田県市長会でやるべきだと思っているところです。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは私から、2つ目の「小学校での英語教育の取り組みについて」お答えします。

藤原議員のご質問のとおり、平成25年12月に公表されました「国のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画」において、小学校英語教育の充実及び小学校における指導体制の強化が示されております。本市では、平成23年度からの小学校英語活動の全面实施に先駆け、平成19年度から20年度は東湖小学校、21年度は追分小学校を文部科学省指定の英語活動モデル校として取り組み、早々に外部人材の活用及び教材教具、指導の工夫により、外国語活動指導の充実と向上を図ってまいりました。平成23年度からは、市内全小学校に英語活動支援員を配置し、学級担任とともに英語活動の指導に当たる等の実践的な取り組みを継続し、推進してきているところであります。

それでは、ご質問の1点目「本市で小学校での英語教育の実施に向けた課題や現状」、それと2点目の「小学校での英語教育の目標はどこにあるのか」について、併せてお答え致します。

現在、6つの小学校に2名の英語活動支援員を配置し、5・6年生の「英語活動」を学級担任とともに指導に当たる等の実践的な取り組みを推進し、市内全小学生の英語コミュニケーション能力の素地を育むとともに、英語力水準の向上を目指しております。素地は、土台となるという意味でございます。

学習指導要領に示されている「小学校英語活動の目標」には、『言語や文化について

体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる』とあります。本市ではこの目標を受け、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら児童のコミュニケーション能力の素地を養うとともに、教員の指導水準の向上を図る」ことを目的としております。

国が求めている、小学生の柔軟な適応力を生かすことによる英語力の向上及びグローバル化の進展への対応などの観点から、今後は、英語活動支援員の確保と教員の指導力向上に向けた取り組みの一層の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目「本市でのデマンド型乗合タクシーの今後の活用について」お答え致します。

本市におけるデマンド型乗合タクシーは、交通空白区域の解消を図るため、地勢等の状況や高齢化率等を勘案し、昭和豊川地域の株山、真形・草生土地区を対象に平成26年度から運行しております。

これまでの実績であります。平成26年度からの2年間は試行期間として運行し、延べ利用者数は、平成26年度が318人に対して平成27年度は433人と利用者が増加し、さらに運行稼働率も、平成26年度41%に對しまして平成27年度は61%と上昇しており、これら実績等を勘案し、平成28年度からは本格運行に切り替えております。試験的に運行した2カ年に関しては、利用率の向上を図るため、3カ月に一度、株山、真形・草生土地区の自治会長等に対して説明会を開催し、デマンド型乗合タクシーの利用促進を働きかけております。

デマンド型乗合タクシーのメリットは、藤原議員のご質問にもあるように、自宅の戸口付近からの乗降が可能であることやタクシー料金よりも安い運賃であること、バスよりも初期費用が少なく、運行経費が安いことなどが挙げられます。一方デメリットは、個々の事前登録が必要なことや毎回予約が必要であること、乗合であるため、ほかの利用者と同乗の機会があること、同乗者ニーズに左右されることから目的地まで予定した到着時刻とならないことがあること、マイタウンバスよりも運賃が高いこと、目的地や運行時間、運行地域が限定され、タクシーのように到着場所や時間を指定できないことが挙げられます。

今後のデマンド型乗合タクシーの方向性についてであります。少子高齢化が急速に

進展する中で、高齢者等の交通弱者の通院や買い物など、生活の足を守るための生活交通の確保は大変重要であると考えております。このため、これまでの地域公共交通会議を法定協議会である地域公共交通活性化協議会に移行し、この協議会において、潟上市地域公共交通網形成計画の策定作業を進めております。この計画を策定するに当たり、市民やバス利用者を対象としたアンケート調査も予定しております。このアンケート結果をもとに住民ニーズを把握することで、公共交通をどのような手法で、どのくらいの費用をかけて、どの程度のレベルで確保・維持するかを計画の中で示していきたいと考えております。

デマンド型乗合タクシーやマイタウンバス事業を含む公共交通は、費用対効果の面で厳しい状況にありますが、利便性が高く持続可能な交通体系の確立に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

以上です。

- 議長（伊藤榮悦） 8番、再質問ありますか。8番。通告の順にお願いします。
- 8番（藤原典男） 介護保険事業の今後の取り組みについて、私は今の介護保険事業が、利用者の方も、それから介護を受ける方、それから家族の方も喜ばれるような介護をこれからも続けていきたいというふうな立場から、3点ぐらいにわたって質問しますけれども、さきに私が1回目の質問の中で、厚生労働省は8月31日の社会保障審議会介護保険部会というふうなところからずっとこういきまして、その内容はということで、1つ目は、自立支援・重度化予防、「通所リハビリ」と「通所介護」の役割見直し。2つ目は、中重度者への在宅サービスとか、3つ目、特別養護老人ホームとか、4つ目、高齢者、障害、児童福祉とかというふうなことでお話ししましたがけれども、答弁の中ではね、この中身、この4つの中身についてはあまり触れなかったような感じがしますので、このわかる範囲内で、今どのように把握しているのか、そこら辺をまず1回お聞きしたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原議員の再質問についてお答えを致します。

1つ目の1から4までのサービス内容の見直しについてでございますが、平成28年度末までに結論を得るということでございますので、現段階ではお答えできません。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 具体的な内容がまだないということで、今のところは答弁できない

というふうなことでしたけれども、要介護1・2のところも介護保険の対象から外すというふうなことの報道がされた後に、日本福祉用具供給協会東京支部とか日本ホームヘルパー協会東京都支部とか東京都介護福祉会とかということで、19団体が政府に、こういうふうなことはまずやめてもらいたいと、今までどおり介護保険制度を続けてもらいたいというふうな、政府に対して要望書が出てるわけです。この中では福祉用具のことも出てますけれども、福祉用具については制約があるのかないのか、そこら辺について伺いたいと思いますがどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原典男議員の再質問についてお答えを致します。

福祉用具の貸与の自己負担等についても、現段階では決定してございませんのでお答えはできません。ただ、29年4月からまた新たにスタートする制度では、現状受けてるサービスは同様に受けられるということでございますので。でも現段階でははっきりは申せないということで、ご理解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） それは第7期の介護保険の計画からも同じように、地域に移るかもしれないけれども、地域サービスに移るかもしれないけれども、市としては要支援1・2が移ったときに実施してきたように、この問題についても要介護度1・2の方についても同じようなサービスを続けることができるし、考えているという答弁でございませうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原典男議員の再質問についてお答えを致します。

改正後の法律を重視しつつ、市で決定できる事項については、できるだけ介護を受けられる方の立場になりまして、負担が増えないように事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 先ほど市長も答弁されましたけれども、政府等についても要望すべきじゃないのかというふうなことについては、県の市長会ですか、全国の市長会ですか、その中で要望をしていくような話もありましたけれども、できるかどうかわかりませんが是非声を上げていただきたいと思いますが、そこら辺についてはどういうふうなお考えですか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今の質問ですが、声を上げるというよりも、次の秋田県の市長会が10月にありますので、そのときは話題として提言を申したいと考えています。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） まず、市民から喜ばれるような介護保険、いろいろな政府の動きもありますけれども、是非引き続き市の方では頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。

それで、介護保険事業については終わります。

次に英語教育についてなんですけれども、子どもたち、それから保護者の方が、この英語教育が始まるということによって、どの程度の英語力身につけなきゃいけないのか、学校です、というふうなことのいろいろな不安もあると思います。そういう点では、保護者の方、子どもを含めたね、いろいろなディスカッションとかそういうふうなことを考えているのでしょうか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 学校現場の子ども、それから保護者への意向の内容というんですか、そこら辺はどの辺までだというご質問だと思います。今後のあり方としては、県が先駆け、市も先駆けて、このことについては取り組んでいるということ、先ほど答弁の中にお話を致しました。東湖小学校、あるいは追分小学校がモデル校となって進んでおまして、他の4校の小学校も合わせて、このモデル校という内容等も連携しながら、学校等と進めてきたものでございます。そういう意味で、先駆けて実施をしていることもありますし、今後のPTAに対する、あるいは子どももそうですが、必然的にその教育の中でいろいろコミュニケーションとか、英語そのものに対する、外国語に対する捉え方が違ってきているのは事実でございますが、機会を設けながら、さらにPTAの総会、あるいは学校だよりとかいろいろあります。そういう意味では、保護者等にはしっかりとお知らせして、モデル以外の小学校も並行して進まれることを考えておりますし、先行して子どもたちに、あるいは先生たちが研修しながらいろいろやっているというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 保護者等々の対応についてはわかりました。それで、今の状況です

ね、県も市もいろいろ取り組んでいると思いますけれども、教える側の体制としてね、準備段階、今どうなっているのかを含めて、順調に進んでいるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。教える側の内容として。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） まず、結果的には順調に、順調よりもさらに前を進んでいるということでお知らせしながら、指導している、あるいは研修そのものについてお話ししたいと思います。

国あるいは県では、中核教員養成研修、あるいは指導力向上研修、学級担任英語指導力研修、こういうことを実施しております。本市の教員を積極的に参加させておりますが、県では独自に外国語活動担当教員指導力向上研修というものを、昨年の27年から今後4年計画で実施していくという内容になっております。その中において、潟上市の先生方も計画的に参加をどんどんさせているというところがございます。研修内容は、授業に生かせる体験型であります。子どもたちのモチベーションが持続するように、学習方法の習得、あるいは教師自らが英語を学び続けていくという、この態度を身につけたいというところがございます。子どもたちへの少しでも前に還元できるように期待しながら、先生たちも一生懸命、指導力の向上に努めているところがございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 準備状況等は十分理解できましたけれども、最後に、今後、東湖小学校、追分小学校で試験的にやってきたというふうなことです。ほかの4校で同時に進んでいくということになれば、今いるALTの増員とか、それから免許を取得している方の活用とかっていうのも、もっと必要になってくると思うんですよ。そういう点では、どのように、さらに増員とかというふうなことはお考えなのでしょうか。ちょっとALTについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 支援する支援員、あるいはALT、これについては、できるだけ今後も協力し人員の確保も視野に入れながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） そうすると、増員ということは考えないということでしょうか。どういうふうなことで対応ということ。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 市の増員ということは、今のところ4年計画の中で県で今、計画的に先生たちの今後、中核となる先生たちの研修もやっております。そういう意味も含めて、県との整合性というんですか、そういうところも見ながら、今後の支援する部分は支援していくということになろうかと考えておりますし、増員というところまでは、これからの学校の県の状況を見ながら判断したいと思っています。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） それでは、英語教育のことについては以上で終わります。

次、デマンド型乗合タクシーのことについて再質問致したいと思います。

平成26年は318人、平成27年は433人ということで、利用者、稼働率も41%から61%になったということを見れば、デマンド型タクシーの活用というのは非常に利用者の方から喜ばれていると思うんですけれども、そこら辺の利用者の声というのはどのように把握しておりますか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

利用者の声ということですが、先ほど言いましたとおり、説明会を3カ月に一度開いておりまして、その中であった意見としましては、買い物に利用したいために目的地を追加してほしい、それから、そのために目的地をダイサンスーパー、クレタとかコメリ、ツルハ等、新たに追加して、運行時間についても要望に応じているというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今、利用者の方の声を聞きました。それで、3カ月に1回、いろいろ説明会とかやっていると、こまめにやっていると、こういうふうなことを感じましたけれども、この内容から見まして、やはり今後活用していかなきゃいけない分野だということを感じております。そういう点では、この一般質問の中でもお話をしておりますけれども、旧町ごとにと、それから町内ごとにと、老人会でもいいですけれども、うちの方、こういうふうな人数がまとまったから来てくださいというふうな要望がこれからあると思うんですよ。それについては、公共交通のいろいろな会議、これ

からやっていくと思うんですけども、これはやはり、そういうふうな取り込んでですね、デマンド型タクシーのことを検討していかなきゃいけないと思うんですけども、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほどご質問にありましたのは、町内会や老人会など乗車する方がまとまった体制ができれば、それでデマンド型タクシーを導入できないかということでございますけども、デマンド型乗合タクシーそのものが、バスや鉄道の公共交通を利用するには遠い地域、いわゆる交通空白区域を対象としてこれまで運行しています。ですから、例えばマイタウンバスが運行されている区域の町内会や老人会、それがまとまった体制となったからといって、その地域だけをデマンド型乗合タクシーに切り替えるということは難しいと思います。そうなった場合にはバス路線そのものを廃止して、その代替措置としてデマンド型乗合タクシーに切り替えるということは考えられますけども、いずれにしましても交通網形成計画の策定に当たりまして、このアンケート調査も予定しておりますので、そういうニーズを踏まえながら計画に反映させたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） このデマンド型タクシーについては、今度新しく法定協議会になる地域公共交通活性化協議会の中で議論になると思いますので、それは、なるのかどうなのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） そういう声も委員の中から出てくることも考えられますし、いずれにしましてもアンケートという形を実施致しますので、その中にはそういう声も出てくるものと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 質問の中、一番最後に私はね、財政の出動や関係機関との対応も必要と思いますがっていうふうなことで、財政問題も質問するんですけども、提起ってうかね。これやるとすればね、まあ今、昭和の方でやってますけども、年間の財源の推移っていうふうなのもあると思うんですけども、どうなってきたのか、そこら辺簡単をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 運行の委託料と致しまして、142万5,900円、年間でございます。
これの内訳としましては、運行台数291台掛ける5,300円で、そのうちの運賃収入は11万6,400円という状況でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 財政問題も絡んできますけれども、地域の高齢者の方から、デマンド型タクシーをうちの方でも乗り入れていただきたいというふうな声がありますので、こういうふうな声、それからアンケートにも恐らく載ると思いますので、是非ご検討していただきたいという提言を致しまして、私の質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。私は、市民の安心・安全のため迅速な対応をとの意味から、以前にも質問致しました項目も含めて、1点目、地域再生について、2点目、被災者支援システムの導入について、3点目、新婚さんを応援する事業について、通告文に従い質問させていただきます。

それでは、大きな1点目、地域再生について。

政府は地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開として、情報支援を1本目の柱とし、各地域が産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対応できるように、地域経済分析システム（リーサス）を整備しました。2本目の柱として、「地方創生人材支援制度」とし、小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。また、「地方創生コンシェルジュ制度」、いわゆる市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府庁省の職員を相談窓口として選任。3本目の柱として、「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援を施しました。地方創生推進交付金の交付事業については、「地方版総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取り組みで、先導的なものを支援する。第2次募集を決定致しました。

そんな中、人口約1万2,000人の島根県邑南町の取り組み方には、「空き家情報活用制度」をご利用くださいと呼びかけ、空き家登録により賃貸・売買物件の紹介をし、U・Iターン者に該当する方が町に登録された空き家を購入・賃貸して住む場合、改修費の

一部を補助する「空き家改修事業補助金」があります。「徹底した移住者ケア／ワンストップで何でも相談」、「徹底した移住者ケア」は、あらゆる相談にワンストップで対応する取り組み。その大きな柱が、「定住支援コーディネーター」が2010年9月に設置された。定住支援コーディネーターは、移住窓口として全国から相談を受け、住まいや仕事、保育園など町に関するさまざまな情報を提供。相談者が町を訪問する際は、希望に応じて会社訪問や住宅物件の見学ができるように、関係者への事前の根回しなども行う。移住後もマンツーマンで相談を受け、行政の担当者に橋渡しをしたり、地域になじめるようにフォローアップする。その結果、定住プロジェクトの開始から約5年で、153世帯、262人が定住して、着実に成果を生み出しているそうです。

今、空き家は統計調査によれば、2013年には全国で820万戸、住宅総数の13.5%に達しています。2020年には1,000万戸、全住宅の15%になると予想されております。本市においても、年々増加現象にあるのではないのでしょうか。そこで、以上の観点からお伺い致します。

①官民協同・空き家バンク制度導入について。移住・定住なども含め、居住環境の整備改善を図るため、空き家を活用できる仕組みづくりに向けて、物件情報を公開する「空き家バンク」制度の導入のお考えはいかがでしょうか。

②「ワンストップ窓口」の設置について。空き家予備軍・移住・定住など、利用者から見て、わかりやすく相談しやすい。また、不安要素を取り除く専用窓口が必要だと思いますがいかがでしょうか。

③複数の政策を互いに関連づけ、例えば、インキュベーション・マネージャー等の資格を持っている人などを相談員として窓口配置し、交付金対象事業の展開についてお考えは。

大きな2点目、被災者支援システムの導入について。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成されることとされています。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等、大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつあります。

こうした実態を踏まえ、内閣府においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告書及びチェックリストを提示しています。この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている「被災者支援システム」は、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されております。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。システム導入自治体の一つであります奈良県平群町では、世界銀行が視察に訪れており、世界からも注目される取り組みをなされております。先日のニュースで、横手市が独自に罹災証明書を作ったことも報道されておりました。

いつ災害が訪れるかわからない昨今であります。自治体職員が建物の被害状況を調査し、損壊割合を判定する必要がある、専門職員だけでは迅速に発行するには限界があります。その上で、未経験の職員でも調査を行えるように建物の調査方法をシステム化し、速やかに証明書発行ができる仕組みを構築するべきではないでしょうか。本市のシステム導入の必要性についてお伺い致します。

大きな3点目、新婚さんを応援する事業について。

結婚する男女の減少傾向が続いております。厚生労働省によれば、2015年の婚姻数は63万5,096組となり、戦後最少を更新しました。その背景には結婚観の多様化などが指摘されているが、経済的な問題も大きい。国立社会保障・人口問題研究所が、結婚意思のある未婚者対象に「結婚の障害」となる理由を調べたところ、「結婚資金（挙式や新生活の準備のための費用）」との回答が、男性で43.5%、女性で41.5%に上り、最多を占めました。「結婚のための住居」との回答も、男性で19.3%、女性で15.3%に上る。結婚を望みながら経済的な理由から踏み出せない人が増えれば、子どもの出生率の低下にもつながり、少子化がさらに加速する恐れがあります。経済的負担を軽くする支援が求められている。

そこで、結婚しやすい環境づくりとして、国が2015年度補正予算に初めて盛り込んだ

のが、「結婚新生活支援事業費補助金」であります。同補助金は、年間所得、夫婦合計300万円未満の新婚世帯対象に、結婚に伴う住居費や引っ越し費用を自治体が最大18万円支給する仕組みです。国が必要経費の4分の3を自治体交付し、残りの4分の1を自治体が負担する。内閣府によれば、現在、同補助金の事業化に名乗りを上げている自治体は、全国97市町村に上がっているそうです。このうち、和歌山市では、6月から「ハッピーウェディング事業」の名称で同補助金事業を行っております。既に2件の申請があり、申請者から「こういう補助金は助かる」と喜びの声が上がっているともいいます。7月から申請受付を開始致しました埼玉県鴻巣市でも、問い合わせが相次いでおり、市民の関心は高い。また、「お互い給料が少なく、結婚をためらっていますが、補助金があることは励みになります」と話す人もいるそうです。自治体によって対象となる夫婦の年齢を「49歳以下に限る」など、条件を適用しているところもあります。本市も導入してみてもいかがでしょうか。

以上、壇上から3点質問させていただきました。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 11時5分まで、暫時トイレ休憩を致します。

午前10時58分 休憩

.....
午前11時05分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局より答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「地域再生について」お答え致します。

ご質問の1点目「官民協同・空き家バンク制度の導入について」であります。

本市は県内の他市町村と比べ、人の出入りが比較的活発な地域であることから、民間市場での新築・中古住宅等の流通が一定程度充足しているものと考えております。また、民間市場に流通していない空き家物件を活用し、定住・移住に結びつけるという「空き家バンク制度」につきましては、個人の資産活用としての側面も有していることから、一義的には所有者と民間市場の動向に委ねるべき事項であると認識しております。

しかし、今後、より一層の高齢化の進行が予想されることから、空き家も増加していくことが予想されますので、民間市場の動向等を注視しながら判断してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目の「ワンストップ窓口の設置について」と3点目の「複数の政策を関連づけ、インキュベーション・マネージャー等、有資格者を窓口相談員として配置し、交付金対象事業の展開について」お答え致します。

まず、市への移住・定住を検討している方々の不安解消や相談対応等は情報提供として、一般社団法人移住・交流推進機構が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や市ホームページ、秋田県移住・定住総合ポータルサイトなどを通じ、情報を提供しているところでございます。また、いずれ所有する物件が空き家となる不安を抱える、いわば「空き家予備軍」とも言うべき方々への対応につきましては、あくまで個人財産の活用という側面も有していることから、空き家バンク制度を検討する際に考慮してまいりたいと考えており、また、「ワンストップ窓口の設置」につきましても、これらの動向により判断していきたいと考えております。

こうしたことから、3点目の「インキュベーション・マネージャー等、有資格者を窓口相談員として配置しての交付金対象事業の展開」につきましても、1点目及び2点目の動きや方向性により判断してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目「被災者支援システムの導入について」お答え致します。

阪神淡路大震災の際に西宮市が開発した「被災者支援システム」は、現在でも「被災者支援システム全国サポートセンター」が全国の地方公共団体へ無償で提供しています。

県内では、平成23年度までに本市を含めた14市町村がシステムの利用申請を済ませていますが、現在、システムを運用している市町村は、現在のところないと伺っております。昨日、大仙市で導入という新聞報道もございましたが、現在はまだ運用している市町村はないと伺っております。システム運用が進まない理由としましては、システムのソフトウェアは無償で提供されるものの、システムに取り込むデータの作成、更新に費用がかかること。システムの環境設定など、技術面で対応できる職員を確保しておく必要があることなどが課題となっているようであります。

本市では、災害時に秋田県防災情報システムを利用することで、避難所・仮設住宅への入退去、救援物資の管理などに対応することにしております。しかしながら、災害時に早期の罹災証明書発行、義援金の配布など、被災者情報を一元的に管理するシステムは必要と考えております。

先般、横手市が災害時早期に罹災証明を発行できるよう、具体的な作業方法や手順などを示した、罹災証明の発行マニュアルを独自に作成したという報道がありました。そ

れ以外でも独自に災害時システムを導入している市町村もありますので、被災者支援システムかそれ以外のシステムを構築した場合の利便性や費用について、県内市町村の情報収集を行いながら今後検討していきたいと考えております。

続きまして、3つ目「新婚さんを応援する事業について」お答え致します。

国では2015年度補正予算で、「結婚新生活支援事業費補助金」を創設しております。これは、経済的な理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業であり、新規の住宅取得費用や賃貸住宅の敷金・礼金・仲介手数料等の費用や新居への引っ越し費用が補助対象となり、1世帯当たりの上限は18万円、補助率は4分の3であります。対象となる世帯の所得が300万円未満で、かつ、新たに結婚した世帯が対象となります。

本事業の内閣府への申請に当たっては、地域の結婚の実情及び課題を踏まえ、この事業を実施することによりその課題がどのように解決されるかを明記する必要があり、さらには、重要業績評価指標（K P I）の設定及び定量的成果目標を達成する予定時期を記載する必要があります。また、本事業の効果検証を外部有識者の会で行い、翌年6月末日までに内閣府への報告も義務づけられております。

本市では昨年度、潟上市総合戦略の策定に当たり「結婚に関するアンケート」を市民1,000人に行い、本市の現状を分析しております。結婚支援を進める上で行政に充実してほしい施策のうち「住宅費用の支援」と答えた方は、既婚者で60%であったのに対し、未婚者は41.7%と2割近く減少しております。また、「特に必要ない」と答えた方も15.7%おりました。さらに、未婚者へ未婚の理由を尋ねたところ、最も多かったのは「適当な相手にめぐり合わないから」で49.1%でありました。次いで「今は仕事（または学業）が忙しい」が13%、「結婚をする必要性を感じないから」が12%と続き、経済的な理由で結婚に踏み切れていないとはいえないような結果でありました。また、本市の婚姻率は人口千人あたり3.8で、秋田県内において第4位と上位にあります。本事業では定量的成果目標として婚姻率の上昇を求められており、このような一過性の補助事業で本市の婚姻率が確実に上昇するとは見込めないと考えております。

これら分析結果から、本市では、出会いの機会の創出やあきた結婚支援センター入会登録料の助成事業、ワンストップの相談窓口の開設が先決と考え、これら事業を潟上市総合戦略へ登載し、本市の実情に合わせた出会いと結婚支援の充実を図ることとしておりますので、ご理解をお願い致します。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（菅原理恵子） 1点目の空き家バンクについてでございますけれども、動向を注視しながら判断致しますという答弁をいただきました。県内約半数に当たる14市町村が空き家バンクを開設しております。平成27年10月に秋田県では、あきた未来総合戦略で、空き家バンク未設置市町村に対して、空き家バンクの設置に向けた働きかけの強化を致しました。また、県市町村の不動産業界が連携した空き家の利活用促進体制の構築、全国移住ナビを活用した空き家紹介システムを整備する取り組みもされております。今や空き家バンクは必要不可欠と思いますが、再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほども説明させていただきましたけども、民間市場の動向を注視しながら判断してまいりたいということでございまして、空き家というところの、今、将来的にはそういうことも当然視野に入ってくるだろうなというふうには思っておりますが、現在のところは、そういう民間の市場、そういうものをちゃんと見ていきたいということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 民間のっておっしゃいました。そうですね、確かに空き家バンク、市独自はできません。やはり不動産会社等とも提携しながら空き家バンクを開設していかないといけないと思っておりますけれども、まず1点目、わかりました。

2点目のワンストップ窓口について移りたいと思います。

市ホームページ等々で情報提供をしている空き家バンク対策を考慮する……ごめんなさい、自分で書いた字がちょっと読めませんでした。いずれ、市ホームページ等々で情報を提供しているってことでしたけれども、先月、能代市において、神奈川県在住の、空き家対策士というそういう資格があるそうなんですけれども、それをお持ちになっている水野さんご夫婦とお会いする機会がございました。そのときに空き家対策についてお話を伺う機会があつて、空き家対策士の立場から空き家相談窓口というのがこれから最重要とされておるっていうお話をされておりました。また、一人暮らしで施設に入所した場合、この家はどうなるのかなとかっていう、どこに相談したらよいかわからないので、デイサービス等を利用した際に、周りの人にお話をして帰るのが現状だっ

ということも話されておりました。そういう事例を紹介してくださり、空き家予備軍、移住・定住などいろいろな問題、解決方法を、ベストな方法を見出してくれる専用窓口、ワンストップ窓口っていうのは必要だと思うんですね。ここにさえ電話して聞けばわかるって。何でも相談に乗ってくれるというようなワンストップ窓口が必要だと思いますけれども、この点についてまた再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほども説明させていただきましたけれども、その市場の動向、民間市場の動向について、将来的にやはりこれも同じようなことかなと思います。その将来的にそういうことになった場合には判断していきたいと思いますので、宜しくお伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） わかりました。交付金について移らせていただきたいと思います。

1つ目の空き家バンクとワンストップ窓口を兼ねた交付金についてという意味合いで質問させていただきました。8月30日に2次募集分が交付決定され、本市でも交付金が算入されたと思います。それで交付金については、十分ご承知のことと存じます。この第2次募集は9月まで申請、これには12月議会成立見込みも申請が可能で、一定金額まで上限あり、何回でも交付が可能となっております。交付金申し込みの評価方法の中に、先駆性の評価基準として、単一政策、目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を総合に関連づけてとの観点から、それで例えばBM/I M等の有資格者の配置を掲げ、全体として地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であることが、評価基準対象となっております。複数の政策を総合に関連づけ、交付金対象の事業展開をしてみたいかかでしょうかということ、交付金についても再度お尋ね致します。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

交付金事業ということでございますが、加速化交付金という解釈でよろしいかと思いますが、当市の場合には加速化交付金事業として、ただいま草木谷に対しての事業展開で今申請して決定をいただいたところでございますので、はい。草木谷に関する事業で展開しております。あとそれと、その活用方法についてということですが、これもまた

理由につきましては前段と同じでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 草木谷、理紀之助のあれで800万円弱の金額が算入されたと伺っております。それもそうなんですけれども、先ほど再質問でも述べましたように、一定金額、上限ありで何度も申請できるということなんです。草木谷は800万円弱、もう算入されたと思いますので、それはそれで理解しておりますけれども、是非ともこのワンストップ窓口っていうか空き家バンクを兼ねた、そういう専門士を据えたそういうものを交付金対象との事業にはならないでしょうかとの意味で、再度お尋ね申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

今のご質問に対しましては、そういう時期が来たときには今後検討してまいりたいということで、ご理解をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 大きな1つ目はわかりました。

2つ目の被災者支援システムに移りたいと思います。

先ほど答弁にもありましたように、課題として、システムソフトウェア無償で提供されているものの、システムに取り込むデータ作成更新に費用がかかる等々の課題点を、先ほど答弁していただきました。しかし、被災者支援システムは阪神淡路大震災の最中に職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力の職員がいなければならないわけではありません。また、導入に当たって地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能です。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱程度しかかかりません。平成23年当時、埼玉県桶川市では約21万円、福井県敦賀市では46万円、新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できますという、低価格でこのシステムを導入することができますが、再度お尋ね致します。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど、費用がかかるということがありましたけども、潟上市の場合、導入経費となりますと、もしに仮にこの被災者支援システム導入した場合の経費でありますけども、

導入経費として大体150万円、あとは年間経費25万円ぐらいかかる見込みでございますけれども、ただ、県内で、先ほど説明しましたけれども、どこもまだ運用しているところがないという実態がございます。そのほかにも、秋田市や鹿角市さんでは、ほかのシステムを活用して今行っているところでございますので、我々としましては、どれが一番効率的なのかというところを今後検討して、そこにこだわらず、この被災者支援システムにこだわらずに一番適切なシステムを構築していきたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 県内14市町村でシステムの利用申請を済ませており、これは平成23年9月定例会、県議会での知事答弁だったんですけれども、県内14市町村でシステムの利用申請を済ませており、本格運用しているのは1市にとどまっているということで、既に県内で導入されてる自治体はございますが、その点の把握はしてないでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

ちょっと言葉が足りなかったみたいですが、その1市というのは鹿角市さんということのようなんですが、その鹿角市さんも現在は、平成26年にナカノアイシステム災害情報システムを導入しているということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 鹿角市さん、あと、昨日の一般質問でしたでしょうか、大仙市でまた導入するという事も決まりました。平成28年5月時点で910の自治体で導入しております。本市でもやはり先ほど前座で述べましたとおりに、市民の安心・安全のための迅速な手法として、このシステム導入というのは必要不可欠だと思いますけれども、前向きに検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど申しましたとおりに、それ以外のシステムにつきましても検討させていただいて、できるだけ早期に実施していきたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 早期に実施できるように宜しくお願い致します。

それでは、最後に3番目の新婚さんについてですけれども、本市は経済的に結婚を踏

みとどまっている人は少ないっていう結論をいただきました。結婚に踏み込む人は少ないと思って、それを何でしたっけ、結婚相談支援っていうか、そちらの方に向けていきたいというような答弁もございましたので、本当に結婚して住みやすい本市にしていきたいと思いますので、何とぞ宜しくお願い致します。

私からの質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番。

○3番（佐々木嘉一） このたび、平成28年第3回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございました。本日は早朝から傍聴者の皆さんにおかれましても、大変ご苦勞様でございます。

本市潟上市は平成17年3月合併以来、早いもので12年目を迎え、先般は次期10年間の市政運営の方向づけをした「第2次潟上市総合計画」が策定されました。振り返って、合併後11年が経過し、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化を遂げ、本市においても少子高齢化、人口減少は、転出の増加と出生数減少により、地域社会は大きく変化をしています。地方創生に対する具体的な取り組み、あるいは、まち・ひと・しごと総合戦略への対策と政策の推進を必要とするゆえんであり、認識を新たにしなければなりません。また、国、地方挙げての農業再生政策の推進する中、本市の基幹産業と言われる農林水産業の落ち込みは、著しいものがあります。それは、長期にわたる米の需給事情は改善されず、生産調整対策と米価の低迷は、農業就業人口の減少と高齢化により、生産現場はさまざまな問題を抱え、深刻であります。加えて平成30年度からの生産調整の廃止は、コメの需給事情を踏まえて地域再生協議会において調整する方向のようですが、市場動向を見ながらの対策となり、不安であります。さらには、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPに基づく影響はどのようなものか、国内対策の方向性は、日本農業、とりわけコメを中心とする本市農業にとって重要であります。加えて、潟上市の市民所得は、統計上、県内では低位にランクする現状であります。しあわせ実感都市建設を標榜する潟上市民にとっての課題は、都市環境の整備と併せて、市民所得の安定、向上対策に向けての施策に対する取り組みも必要ではないでしょうか。

また、合併以来、旧3町の特色を生かし、新市建設に向けて不断の努力を重ねて邁進してきたところでありますが、ハード面からは、合併特例債の活用の結果からすれば、新庁舎の建設及び学校等既存施設の大規模修繕、改築、リニューアルが主流であります。

箱物は経年劣化しますし、当然のことかもしれませんが、合併特例債の活用からは特徴的であるかもしれません。合併と同時に、この間、国と地方の関係は、地方分権の推進ということから、地方制度改革は事務移譲、権限移譲は大きく進みましたし、このことによって、自己決定、自己責任、説明責任が問われることとなりました。

このように新市潟上市を取り巻く環境の変化に合わせて、市では、市民100人委員会の設置をし、長い間の検討、協議を重ねて、平成24年6月、潟上市市民憲章を基本理念とし、潟上市における自治運営の最高規範として「潟上市自治基本条例」を制定致しました。一方、議会は、市民から直接選ばれた議員として、また、自治体の二元代表制に基づく議事機関として、その職責を果たすべく、「潟上市議会基本条例」を平成25年9月に制定施行され、議会改革に向けて努力しております。政策や施策は、広範にわたる市民生活の安定、向上のために新たな視点が求められ、合併自治体として政策の選択や遂行がさらに求められているものであらうと思われまます。

こうした矢先、合併10年の実績を踏まえ、先般は、先ほど申し上げましたように第2次潟上市総合計画が策定、公表され、平成28年度を初年度としてスタートしています。具体的には関係する予算提案もありますが、総合計画に関し、次の点について質問を致します。

1番、第2次潟上市総合計画前期基本計画の重点テーマについてお伺い致します。

前期基本計画は、7項目にわたる基本目標を掲げ、日常的に行う自治体の行政施策が列挙されています。こうした政策、施策は、基本計画については、期間中の成果及び活動指標は数値目標を掲げた計画となっております。数値目標の設定は、将来における行政評価の基本となるもので、これまでとは異なった取り組みであります。さらに、前期基本計画には重点テーマとして、市民参画と協働、子育てと教育、住み良さと魅力の向上が謳われています。これら重点テーマは、それぞれの施策が抽象的に述べられておりますが、重点政策としての具体性が必要であります。当該テーマは、計画全体の中でもリーディングプロジェクトであります。ちなみに、「市民の参画と協働」というテーマがありますが、自治基本条例第3条は「市は、市民参画を基本として市政運営を行います。」と謳われています。また、自治基本条例は市政運営の基本法であり、最高規範として位置づけられているものであります。さらには、重要テーマでは、市民参画を提言、提案、まちづくりの担い手という位置づけをしています。また、自治会改革も述べています。こうした重要事項は、基本条例の制定に基づく、いわゆる自治基本条例を受けて

個別条例を制定し、その内容として具体的な施策として参画と協働が網羅され、ふさわしい施策が具体化するものであると思います。このことは、現に進めております一部地域の自治会館建設や自主防災組織の設立等を推進する施策とすれば、全市に適用する政策としての位置づけが必要と思いますが、この点についての説明をお願い致します。他の重要テーマ、ソフトもハードもあるわけでありましたが、についても、政策遂行のプロセス、政策目標、効果の予測、複数年にわたる場合は計画年次等を政策として具体的に施策があるものと思いますので、お尋ねを致したいと思います。

2つ目、第2次潟上市総合計画と財政運営についてお伺い致します。

ご案内のとおり「第2次潟上市総合計画」は、序論、長期ビジョンと前期基本計画で構成されています。さきに、2次計画策定に当たり、第1次計画の検証と評価についてお伺いを致しましたが、作業中ということでありました。2次計画書の内容には、目指す指標が各行政項目ごとに、成果指標、活動指標という形で記述されています。こうした成果指標と現状値が、これまでの行政施策の検証と評価に当たることと理解を致しております。また、前期基本計画は、おおむね5カ年です。基本計画ということで社会経済情勢によっても変わることが当然考えられますので、流動的な側面もあり、金科玉条ではありません。したがって、より信憑性を高めることと、計画と実施について担保されるには、当該年度を初年度とする3カ年ごとの実施計画の策定が必要であります。そして、計画、実施、見直しという現状に合わせたローリング作業は必要であります。平成28年度は、第2次計画の初年度であります。3カ年の実施計画の策定についてはどのようなようになっておりますか、お尋ね致します。

先般、平成26年度決算に基づく財務諸表の概要版をいただきました。平成18年度には、国が地方における行政改革のさらなる指針として、新たな会計基準による財務書類の作成と公表を求めていることでもあります。潟上市も平成20年度決算より、民間企業会計を参考にした会計基準により、本市では、第三セクターを含めた財務諸表の作成をしております。先般は、広報にも公表されました。その結果、本市の資産、負債の状況、財務基盤並びに行政運営につき、大変厳しい分析が報告されております。こうした状況下ではありますが、第2次総合計画前期基本計画に示す「行政経営の推進」の項には、行政改革を含め、各般にわたり施策が述べられていますが、目指す指標は限定的で、「市税収納率（現年度、滞納繰越分）」、「経常収支比率」、「実質公債費比率」であります。財政計画は行政計画と一体のものとして、3カ年実施計画の中で明らかにしていくことが、

総合計画に対するアプローチであります。

また、数値として述べられている経常収支比率、実質公債費比率の数値の変化は、行政運営と不離一体のものであります。経常収支比率は90.5から91.0、これは平成32年の5カ年の目標であります。経常収支比率は現在が90.5から91.0に上昇の見込みであります。財務諸表の行政コスト計算書によりますと、さらに厳しいのではないかなというふうに考えております。実質公債費比率、平成26年度（現状値）が7.7、平成27年度の決算では6.7となっておりますけれども、1.0ポイント改善されましたが、将来目標値（平成32年度）が10.3と推計されていますので、現状からは2.6から3.6ポイント上昇する計画であります。その要因は、財政規模縮小によるものか、あるいは期間中の事業計画の実施による起債発行の増加によるものかわかりませんが、3カ年の実施計画と財政計画についての策定についてをお伺いするものであります。

次に3つ目ですが、道路整備財源としての社会資本整備総合交付金についてお伺い致します。

第2次総合計画・前期基本計画の重点テーマには、幹線道路、生活道路の整備が挙げられています。道路整備は、基本的には本市における土地利用計画を具体化し、促進し、効率化していくところにあります。加えて街並みの景観を整備するとともに、防災上、安全・安心の観点からも重要です。また、道路整備は、経済活動の面からも重要な社会インフラであります。要は、まちづくりの骨格を成すものであらうと思えます。そして、その整備の果実、いわゆる効果は都市環境の向上であり、整備周辺の資産価値の上昇につながるものであらうと思われます。

近年、道路整備につきましては、国の補助制度が変わりまして、補助金から交付金化され、社会資本整備総合交付金に変更されており、本市でも活用されております。この交付金並びに整備財源についてお伺い致します。

イ) として、交付金事業を活用する場合の手続きはどのようになっておるのでしょうか。

ロ) ですが、交付金の採択条件及び配分条件はどのようになっておるのでしょうか。

ハ) ですが、新規、改良等整備条件等々には条件はありますでしょうか。

ニ) として、交付金等特定財源の見込みのない路線の財源対策はどのように考えておりますか。

ホ) として、道路整備構想は、先般発表されました計画をもって整備路線というふう

な位置づけなのか、この点についてお伺い致します。

以上であります。宜しくご答弁をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目「第2次潟上市総合計画前期基本計画の重点テーマについて」お答え致します。

まずはじめに、第2次潟上市総合計画には、「目指す指標」を設定しております。指標の種類は、活動量や活動の実績をあらわす「活動指標」と、その活動によって市民にもたらされる成果をあらわす「成果指標」の2つであります。こうした指標を設定し数値化することで、評価に対する説得力や信頼性が増すと同時に、評価自体もわかりやすくなるものと考えております。また、目標達成度の明確化が図られるため、総合計画の進捗管理がよりしやすくなると考えております。佐々木議員は「行政評価の基本となる」とおっしゃっておりますが、これらは基本的には、総合計画の進捗管理に利用するものであることを申し上げておきます。

さて、第2次潟上市総合計画では、第1次総合発展計画になかった「重点テーマ」を設定しております。総合計画は本市の行政運営の指針として、行政運営に必要な基本的なことを総括的に網羅しております。第2次潟上市総合計画の策定方針には「わかりやすい計画づくり」を掲げており、また、市民から成る「総合計画検討委員会」からのご提言もあり、新たな取り組みとして「重点テーマ」を設定したものであります。

重点政策としての具体性が必要とのご指摘でございますが、重点テーマは、あくまでもまちづくりの3つの基本理念をキャッチフレーズ化したものであり、この基本理念は、市の将来像を実現させるための基本的な考え方であり、このことは10年間の長期ビジョンに明記されており、重点政策であり、リーディングプロジェクトであることが明確化されていると考えます。重点テーマからそれぞれ関連する基本目標ごとの政策・施策・事業へとつながっていくこととなり、具体的な事業につきましては予算編成時にご説明しているとおりであります。

また、このような重要事項は、自治基本条例の制定に基づき個別条例を制定するべきとのご指摘もございましたが、本市の自治基本条例は、市政運営の基本スタイルを「参画」と「協働」にすることを定めたものであります。潟上市のまちづくりは、本条例の趣旨に沿って個別の事業が展開されていくものであり、その実施に当たり、必ずしも個別条例の制定が必要になるものではないと考えております。

なお、潟上市自治基本条例には、コミュニティ活動の重要性や市の支援、また、自主防災組織の組織化の支援が市の責務として明記されているほか、第2次潟上市総合計画にも、地域コミュニティ活動の支援や地域防災力の強化の施策が明記されており、むしろ、全市に適用する考え方として明確な位置づけがなされているものと考えております。

また、市民参画と協働以外の重点テーマに関しましても、関連する基本目標にそれぞれの政策があり、さらにその政策の下に具体的な施策があり、このことは総合計画に明記しております。

続きまして、質問の2つ目「第2次潟上市総合計画と財政運営について」お答え致します。

はじめに、第2次潟上市総合計画にある成果指標と現状値が第1次総合発展計画の検証と評価に当たるとご理解されておりますが、成果指標と活動指標を設定した理由は1点目のご質問でお答えしたとおりであり、必ずしも第1次総合発展計画の検証と評価となるものではございません。また、議員のおっしゃるとおり、計画の実効性と信憑性を高めるため、さらには計画の実行を担保するため「実施計画」の策定も必要となります。

第2次潟上市総合計画は、「長期ビジョン」・「基本計画」・「実施計画」の3層構造となっていることから、既に本年度を初年度とする「実施計画」を別途策定しております。この実施計画につきましては、毎年度見直すローリング方式としております。「実施計画」は、財政状況等を勘案しながら毎年度ローリングしていくものであり、基本的に各事業の進行管理や予算編成などに活用しているものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の3つ目「道路整備財源としての社会資本整備総合交付金について」お答え致します。

はじめに、道路関係の補助事業につきましては、昭和60年度より、地域の創意工夫を生かして地域づくりができる「地方道路交付金」を導入し、地域の課題に対し一体となり対応ができるようになりました。また、平成22年度には、国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金に原則一括し、基幹となる事業の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、「社会資本整備総合交付金」制度が創設されました。さらに平成24年度には、社会資本整備総合交付金事業の枠内に「防災安全交付金事業」を追加し、防災

安全関係の取り組みに特化できるようになりました。

それでは、個別の質問にお答え致します。

イ)「交付金事業を活用する場合の手続はどうか」につきましては、社会資本整備総合交付金交付要綱第8の規定により、今後3年から5年間で実現しようとする計画の名称、目標、期間、事業内容等を記載した整備計画と参考図面からなる「社会資本総合整備計画書」を、国に提出致します。その後、国から整備計画毎、当該年度に交付可能な国費の「内定通知」を受けた後、当該年度に当該主体が実施しようとする要素事業の計画を記載した「実施に関する計画書等」の提出をした後に、社会資本整備総合交付金交付要綱第9の規定により、交付金の交付申請書を提出致します。その後、「交付決定」を受けてから事業に着手致します。

ロ)「交付金の採択条件及び配分条件は」につきましては、道路法で規定する道路の新設、改築及び修繕をする道路事業が採択条件であります。また、国の交付金の配分条件については、ストック効果を高めるアクセス道路の整備や、歩行者空間の確保等の通学路等における交通安全対策事業について、重点配分されております。交付金は、国から秋田県へ一括交付された後、各地方公共団体に配分されております。

ハ)「新規、改良等の整備条件はありますか」につきましても、採択条件と同様に、地方公共団体が実施する道路法の規定による道路の新設、改築及び修繕に関する補助対象事業で、地域住民の日常生活の安全等、公共施設その他の整備に関して地域特性に即して実施する事業であります。

ニ)「交付金等特定財源の見込めない路線の財源対応は」につきましては、地方道路整備事業債や市単独費を財源対応で実施しております。

ホ)「道路整備構想は、先般発表された計画をもって整備路線なのか」につきましては、平成25年7月に策定した旧3町の幹線道路の強化と、それを結ぶ新たなネットワーク化された道路網の整備を主眼とした13路線からなる、「潟上市道路網整備計画」に基づいての道路整備構想としておりますが、社会経済状況の変化を踏まえ、将来の交通需要に柔軟に対応することとしております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、整備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 3番、再質問ありますか。3番。

○3番（佐々木嘉一） すべての事業につきましては、基本条例を基本として実施してる

というふうな答弁でありましたが、いずれ、特に最近では、市民の参画、あるいは協働というテーマがありまして、それらについては、基本条例でただ市民参画を基本として支援を行いますというふうなことです。やはりこれについては、もう少し具体的に個別条例を制定して、政策を具体化すべきでないのかなと私はそんなこと、先般も申し上げた経緯もありますけれども、それを、この理念に基づきましてそれぞれやってみようというふうなことです。条例化することによって一つの政策がきちっとやはり位置づけられるというふうなことだと思いますし、その参画の範囲、あるいは、例えばいろんな会議への参画、あるいは提言、あるいはパブリックコメント等々、アンケート等々やっておりますけれども、それらの手法についてもひとつ、条例化を図ってそれぞれのテーマによって実施していくと。そういうことが、参画と協働を網羅した政策の一つの基本になると、私はそんなことで申し上げましたつもりであります。いずれ、市の方ではそれらの理念を尊重しながらやってみようということですが、そういうふうなことでありますけれども、やはりその必要はないというふうなことですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、今現在、今おっしゃっていることにつきましては条例がございます。基本条例がありまして、そして今回作成しております第2次潟上市総合計画、その中で総合計画がありまして、長期ビジョン、基本計画、実施計画の3層構造の中で事業展開していくということがございますので、我々としては個別の条例を設定するという事は考えてないところでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ちなみに議会基本条例がありますけれども、議会基本条例は自治基本条例の何条か4条か、それを一つの基本として、基本条例となっておりますけれども、議会の個別条例を制定して具体化しております。そんなことで、例えば市民参画というようなことがその第3条の、市は市民参画を基本として市政運営を行いますと、確かにそういうことなんですけれども、それを政策として具体化する必要がないものかなというふうなことで私は今申し上げておるわけですが、議会基本条例そのものはやはり基本条例に基づいて制定されてると。そして、その議会に関しては、基本条例は2条しかありません。それを、議会基本条例は二十何条に条例を制定しておると。そんなことを考えれば、やはり重要なテーマでありますので、私は、特に最近の住民に対する協

働と、あるいは参画というふうな部分からしますと、実際今、自治会もいろいろな改革に手をつけるというふうなことも述べられておりますので、そういうふうなことも含めてやはり一つの個別条例は必要ではないのかなと思いますけども、再度お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほどから申し上げておりますが、我々としましては、その部分について個別条例を設けるというふうなことは考えておりません。また、施設関係につきましては、公共施設等総合管理計画、今策定中でございますので、そうした計画のもとで進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、それぞれの立場と考え方があるでしょうから、いずれ1番の問題につきましてはわかりました。

要するに、2番のいわゆる総合計画、財政運営につきましては、先ほど、実施計画、3カ年の計画は策定済みだというふうなご答弁でありますけれども、その3カ年計画は策定済みですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 実施計画につきましては、昨年度末の計画策定と同時に実施計画も3年分策定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり毎年度ローリングされているものでございますので、それは予算作成等に使用させていただいております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 実施計画につきましては3カ年計画ということが基本でありますけれども、そうすれば28年度、29年度、30年度、この3カ年の計画ができてるといふことですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

そのとおりでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ、あくまでも実施計画につきましては、いろいろなまた変わる要素もありますけれども、今、私ここでなぜこの時期述べたかというのと、今、国の方でも予算編成期に入っておりますし、いろいろな制度改革も、制度のいわゆる改革も

ありますので、そうした関連において、やはり変更する要素、あるいは、さらにはこれまでの計画とはまた違った外部的な条件が、いわゆる社会経済情勢が変わってくると、あるいは上位計画が変わってくるというふうなこともあるだろうなということで申し上げておりますけれども、そうすれば今3カ年計画につきましては、28、29、30年までできてるということになりますと、いわゆる財政計画の関係もありますので、もう一回、一体、いわゆる行政計画と一体のものとして財政計画も当然あると思いますので、そうした一つの積み上げが、将来の公債費負担比率であるとか経常収支比率というものを、このいわゆる積み上げによって出したものでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

財政計画につきましても、当然その財源として試算しまして、その中から先ほどの数字、10.3でしたか、そういうものを弾き出してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 当然のことだと思いますけれども、そうした場合、3カ年計画というのは、基本計画に基づく3カ年計画というのは、これは公表されないものですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

実施計画の公表ということでございますけれども、基本的に各事業の進行管理並びに予算編成に活用する内部資料として、本市では位置づけてきておりますので、これまでも公表してないというところでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 今回の質問の趣旨は、3カ年計画をきちんと決めて一つの総合計画についての運用を図っていただきたいというようなことが私の趣旨でありますので、その計画ができてるといふことと、その計画については公表してないといふことでありますので、どういう理由かわかりませんが、いずれ3カ年のローリング作業をやった後で、決算は決算の成果で出てくるものではないのかなといふことを、そのように理解して2番の質問は終わります。

○議長（伊藤榮悦） 12時になりましたけれども、会議を継続します。

○3番（佐々木嘉一） あと、最後の社会資本整備総合交付金につきましては、実は、いろんな手続について、こういうふうな社会資本整備総合交付金の手続等につきましては、

私もそれなりに勉強しておりましたけれども、先ほど答弁の中でありましたとお理解を致しました。

ただ、一番最後の整備路線につきましては、突然、道路整備計画ということが発表されましたけれども、その際の基本となる、道路整備の基本となる、いわゆる都市計画マスタープランがありますけれども、それらについての整合性というものがあまり、私はどういうふうに検討されて、その都市計画マスタープラン、あるいは今、例えばこの庁舎を取り巻く周辺の土地利用計画等からすれば、ちょっとその辺、整備計画は何て言いますか、ちょっとこれでいいのかなというふうなそうした疑問を持ったものでありますが、いずれ計画路線の手続等につきましては、やはり都市計画マスタープランなり、周辺の土地利用計画の設定状況を踏まえて整備計画を立てるというのが基本ではないのかなと思っております。いずれ整備計画、整備路線の計画のこれが潟上市の、言ってみれば社会資本整備総合交付金の計画ですというふうなことで位置づけられたものであらうと思いますが、いずれその根底となるべき、今先ほど来申し上げております、それらについての検討はなされたものでしょうか。例えば都市計画マスタープランだとか、あるいは周辺の土地利用計画、市街化調整区域、市街化区域、あるいは農用地区域、それらについての関係について検討されたものでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木嘉一議員の再質問にお答えします。

この潟上市幹線道路網計画は平成25年度に策定しておりますが、これは合併後の旧町の懸案であります路線について再度持ち寄りまして、それを個々に検討しまして、平成25年の7月に幹線道路網計画として策定致しております。これにつきましては、総合発展計画及び都市計画マスタープランで示した将来像に基づいて、幹線道路網計画を検討しております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

これで、一般質問はすべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月10日から27日までの18日間、本会議を休会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認め、9月10日から27日までの18日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、9月28日、水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、9月13日、火曜日、午前10時より予算決算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 0時06分 散会

